

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県人吉市は、住民基本台帳における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県人吉市長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>人吉市は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤ 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦ 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧ 住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩ 個人番号カード等を用いた本人確認⑪ 本人又は同一の世帯に属する者の請求による個人番号カードを利用した住民票の写し等の交付 <p>なお、⑨の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 住民基本台帳システム2. 住民基本台帳ネットワークシステム3. 団体内統合宛名システム4. 中間サーバー5. 証明用発行サーバー6. サービス検索・電子申請機能7. コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none">1. 住民基本台帳ファイル2. 本人確認情報ファイル3. 送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2 住基法 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>人吉市役所 市民部市民課市民係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1 TEL0966-22-2111(代表)</p> <p>人吉市役所 総務部総務課法制係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1 TEL0966-22-2111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>人吉市役所 市民部市民課市民係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1 TEL0966-22-2111(代表)</p>
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録及び副本登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、住基ネット照会を行う場合には、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、登録内容については、必ず複数人での確認を行うこととしている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[十分である]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、漏えい・滅失・毀損等リスクを防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護についての研修をじっししており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損等リスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <p>また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月26日	I-1-②	通知カード	個人番号通知書	事後	
令和5年4月26日	I-1-②		(追加) また、②の転入届、転居届、転出届に係る事務について、マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能の追加及び、マイナポータルのお知らせ機能を利用した事務を取り扱う。	事後	
令和5年4月26日	I-1-③ システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、証明用発行サーバ、	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、証明用発行サーバ、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年4月26日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	熊本県人吉市西間下町118番地1	熊本県人吉市西間下町7番地1	事後	
令和5年4月26日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	熊本県人吉市西間下町118番地1 熊本県人吉市下城本町1578番地1	熊本県人吉市西間下町7番地1	事後	
令和5年4月26日	II-1 対象人数	令和3年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年4月26日	II-2 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和8年2月20日	I-1-②	(略) なお、⑨の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、番号法の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第36条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)の規定により事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、⑨の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	I-1-③ システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、証明用発行サーバ、サービス検索・電子申請機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明用発行サーバ 6. サービス検索・電子申請機能 7. コンビニ交付システム 	事後	
令和8年2月20日	I-2	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、118、119の項)</p> <p>・番号法第9条第2項に基づく情報提供の根拠 :人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号。以下「条例」という。)別表第2第3欄(特定個人情報)の項に「住民票関係情報」が含まれる項(3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、15、16、17、18、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、31、34、39、42、43、47、49の項)</p> <p>:条例別表第3第3欄(提供機関)が「市長」のうち、第4欄の項に「住民票関係情報」が含まれる項(5、6、7の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	
令和8年2月20日	IV-2 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月20日	IV-3 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月20日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月20日	IV-6 情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月20日	IV-6 情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月20日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和8年2月20日	IV-8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	追記	十分である	事後	
令和8年2月20日	IV-8 人手を介在させる作業	追記	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録及び副本登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得を徹底するとともに、住基ネット照会を行う場合には、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、登録内容については、必ず複数人での確認を行うこととしている。	事後	
令和8年2月20日	IV-9 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和8年2月20日	IV-10 従業員に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	追記	[8]特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	事後	
令和8年2月20日	VI-11 当該対策は十分か【再掲】	追記	十分である	事後	
令和8年2月20日	IV-11 判断の根拠	追記	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、漏えい・滅失・毀損等リスクを防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護についての研修をじっししており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損等リスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <p>また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。</p>	事後	